

[別紙様式]

意見書

平成25年5月30日

総務省行政管理局 行政手続室 御中

郵便番号 103-8346

(ふりがな) ちゅうおうくにほんばしほんごくちょう

住所 東京都中央区日本橋本石町 3-2-12

(ふりがな) ぜんこくしゃかいほけんろうむしかいれんごうかい

氏名 全国社会保険労務士会連合会

電話番号 03-6225-4864

電子メールアドレス

「行政不服審査制度の見直しについて（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

ページ	項目	意見
2	第2 行政不服審査 法の見直し 1 不服申立 構造等	【総務省案】 4. 再調査の請求 行政庁の処分について、法律に「再調査の請求」をすることができる旨の定めがあるときに、「再調査の請求」をすることができるものとする。 この場合においても、不服申立人は、「再調査の請求」をすることなく、審査請求をすることができることについては、更に検討を進める。 【意見】 「再調査の請求」を行う先は、処分庁ではなく、処分庁の上級庁とすべきである。審査請求は、再調査の請求を行った後、行えるようにすべきである。 【理由】 社会保険（健康保険、国民年金、厚生年金保険等）、労働保険（労災保険、雇用保険）に関する法律に基づく支給決定等の行政処分は、①大量、反復、回帰的であること、②その多くは国民生活の安定と福祉の向上に寄与するための保険給付に関する処分であるため早期に確定させる必要があること、③争いのある事実関係において、専門的技術的（医学的判断を含む）知識を用いて判断することを要すること、などの特徴を持っている。 現行の審査官に対する審査請求、審査会に対する再審査請求と、審査会における関係者からの意見聴取、委員の合議制による決定、審査官・審査会において請求後3カ月（一部60日）経過しても決定・裁定がないときには再審査請求・出訴できることという制度は、毎年、多数に上る社会保険、労働保険に関する不服申立案件を簡易迅速かつ適切に解決する機能を有している。すなわち、審査請求、再審査請求によって、行政機関の行った処分の当・不当を正すだけでなく、処分内容の変更を促すという現実的な対応ができるととも

		に、訴訟に至る前に社会保険・労働保険行政における法令解釈・事務処理の統一を図ることにより、訴訟に至った場合の論点の整理を事前に行うという機能を有していると言える。 現行の制度が設けられている趣旨は、社会保険・労働保険という多数に上る保険給付等に関する処分について、迅速かつ公正に処理するためには、専門知識を有する特別の審査機関を設け、全国各地で簡易迅速な処理を図る第一段階の審査請求と、東京に設置された審査会での慎重な審査と行政機関の判断の統一を図る第二段階の再審査請求を必ず経由させることによって、行政と司法の機能の調和を保ちながら、保険給付に関する国民の権利救済を実効性あるものにしようとするにあると考える。 以上を踏まえ、制度の見直しを検討されるにあたっては、社会保険、労働保険に関する不服審査に関しては、上に述べたような特徴を有していることを考慮することが必要であり、現行の審査官及び審査会の２段階方式を残し、むしろ審査会の体制を強化する方向で検討していただくようお願いする。 また、社会保険庁の廃止に伴い、社会保険審査官がそれ以前の都道府県単位からブロック単位に集約された結果、ブロック局所在地から離れた地に住む国民にとっては、審査官に対して対面により口頭意見陳述等を行うことが著しく困難になった。社会保険審査官の配置のあり方を見直すなどの改善をお願いする。 身近なところで行える審査官制度が廃止され、処分庁の再調査と審査会への申し立てに変更された場合には、処分庁の再調査結果に納得することはほとんどないと想定されるので、全国１カ所しかない審査会への申立件数が現状よりさらに増加することが予想される。そうなれば、本制度にとって重要な要素である簡易、迅速性が大きく損なわれることになる。
18	第４ 関係法令の改正	【総務省案】 不服申立構造の見直しの一環として、不服申立前置についても、所要の見直しを行うこととし、以下の基

	2 不服申立前置	準を基本として見直しを行い、所要の規定の整備を行う方向で、更に検討を進める。 ① 大量性（不服申立前置の対象となる不服申立てが大量であるか）、 ② 第三者機関の関与（専門技術性及び公正性を有する第三者的機関が不服申立ての審理に関与しているか）、 ③ 専門技術性（不服申立てを経ないで訴訟が提起された場合には裁判所の審理に支障を来すと認められるような専門技術性を有するか） 【意見】 社会保険、労働保険に関する不服審査については、審査会への申立てを経て後、訴訟に移行する制度とすべきである。 社会保険、労働保険の不服審査については、見直しの3つの条件のいずれにも該当するものであり、不服申立前置は必要である。 【理由】 社会保険、労働保険に関する法律に基づく支給決定等の行政処分は、①大量、反復、回帰的であること、②その多くは国民生活の安定と福祉の向上に寄与するための保険給付に関する処分であるため早期に確定させる必要があること、③争いのある事実関係において、専門的技術的（医学的判断を含む）知識を用いて判断することを要すること、などの特徴を持っている。 現行の審査官に対する審査請求、審査会に対する再審査請求と、審査会における労使の関係者からの意見聴取、委員の合議制による決定、審査官・審査会において請求後3カ月（一部60日）経過しても決定・裁定がないときには再審査請求・出訴できることという現行の制度は、毎年、多数に上る社会保険、労働保険に関する不服申立案件を簡易迅速かつ適切に解決する機能を有している。すなわち、審査請求、再審査請求によって、行政機関の行った処分の当・不当を正すだけでなく、処分内容の変更を促すという現実的な対応ができるとともに、訴訟に至る前に社会保険・労働保険行政における法令解釈・事務処理の統一を図ること
--	-----------------	--

		により、訴訟に至った場合の論点の整理を事前に行うという機能を有していると言える。 現行の制度が設けられている趣旨は、社会保険・労働保険という多数に上る保険給付等に関する処分について、迅速かつ公正に処理するためには、専門知識を有する特別の審査機関を設け、全国各地で簡易迅速な処理を図る第一段階の審査請求と、東京に設置された審査会での慎重な審査と行政機関の判断の統一を図る第二段階の再審査請求を必ず経由させることによって、行政と司法の機能の調和を保ちながら、保険給付に関する国民の権利救済を実効性あるものにしようとすることにあると考える。
20	第4 関係法令の改正 3. 代理人制度	【総務省案】 個別の士業への代理権の付与については、今般の行政不服審査制度の見直しとは別に検討されるべき。 【意見】 労働社会保険諸法令に関する行政不服審査における代理人の範囲の拡大には強く反対する。 【理由】 労働社会保険諸法令に関する不服審査の業務は、書類の作成や提出に比べ、より一層、年金や健康保険あるいは労災保険等に関する幅広い知識と経験が要求される業務であり、現在、社労士に不服申立代理権が認められているのは、専門領域に関する書類作成、提出代行などの業務実績を長年にわたって積み上げてきた後に認められた権限であって、それも社労士の専門領域に限ってのことである。 このように不服申立代理権を専門領域に限定していることは、税理士、弁理士、司法書士についても同様である。 これまで、行政書士及び司法書士に対して、自らの専門分野以外の領域において不服審査代理権を認めたらどうかという議論があったが、これを認めることは、税理士、弁理士、社労士などの専門士業について、弁護士以外はそれぞれの専門領域が限定されているから

		こそ、その領域に限って不服審査代理権が認められているという現行の専門士業制度の根幹に関わる重大な変更を行うことであり、こうした変更は専門士業の成り立ちそのものを否定する議論であって、容認できるものではない。
--	--	---